

危険ブロック塀等改善事業補助制度

【令和7(2025)年度版】

〇制度の概要

この制度は、危険なブロック塀等の除却又は建替えに要する費用の一部を補助することにより、地震発生時における危険ブロック塀等の倒壊による被害の防止及び避難経路の確保を図るものです。

〇補助対象及び補助金の額

1 補助対象事業

【除却工事】

- (1) 全部除却工事…危険ブロック塀等(※1)の全部（基礎を含む。）を除却する工事
- (2) 一部除却工事…危険ブロック塀等の一部を除却し、道路等(※2)の地盤面から頂部までの高さが80センチメートル以下とする工事

※一部除却工事は、2項道路等(※3)以外の道路等に面する危険ブロック塀等のみ対象です。

【建替え工事】

危険ブロック塀等の全部除却工事をし、新たに軽量フェンス等(※4)を設置する工事

※危険ブロック塀等が2項道路等(※3)に面している場合は、「那須塩原市建築行為等に係る道路後退用地の整備要綱」第4条に基づく事前協議が必要となります。

※基礎又は擁壁のみを除却する場合、公共事業による補償対象となっている場合などは、対象外です。

2 補助対象者

補助対象事業を行う所有者等（法人を含む。）(※5)で、次の要件を全て満たすもの

- ・国、県及び市（区町村）税を滞納していない方（世帯員全員を含む。）
- ・この補助金及び国、県又は市の他の制度による補助金の交付その他の補助対象事業に係る補助を受けたことのない方
- ・補助金の交付決定を受ける前に、除却工事及び建替え工事の施工業者との工事請負契約の締結をしていない方

3 補助金の額

【除却工事】

①と②のいずれか少ない額の1/2の額（**上限10万円**）

- ① 危険ブロック塀等の除却工事に要する費用
- ② 除却する危険ブロック塀等の長さ×1万円/m

【建替え工事】

①と②のいずれか少ない額の1/2の額（**上限30万円**）

- ① 危険ブロック塀等の建替え工事に要する費用
- ② 除却する危険ブロック塀等の長さ×1万円/mに新設する軽量フェンス等の長さ×2万円/mを加えた額

○申請方法

この制度を利用する場合は、次の書類を建築指導課に提出してください。

- (1) 危険ブロック塀等改善事業補助金交付申請書（様式第1号）
- (2) 既存ブロック塀等安全点検結果報告書（様式第2号）
- (3) 付近見取図
- (4) 除却工事又は建替え工事に要する費用の見積書の写し（押印があるもの）
※補助の対象とならない工事を含むときは、その区分が明確なものとしてください。
- (5) 危険ブロック塀等の配置図及び現況写真
- (6) 新設する軽量フェンス等の配置図及び仕様書（建替えの場合のみ）
- (7) 危険ブロック塀等が設置されている土地又は建築物の所有者を確認できる書類（登記事項証明書、家屋評価証明書、固定資産税の納税通知書等）
- (8) 住民票の謄本（世帯全員分）

※続柄が記載されているものとしてください。

- (9) 申請者と所有者との関係を確認できる書類（住民票の写し、戸籍謄本等）

※申請者と所有者が同一の場合は、不要です。

- (10) 国税、県税及び市税を滞納していないことを確認できる書類（納税証明書等）

※申請者が個人の場合、国税及び県税は、申請者のみ。市税は、世帯員全員分が必要です（非課税の方は不要です。）。

※納税証明書については、国税は税務署（「その3の2」の納税証明書としてください。）、

県税は県税事務所、市税は市役所（本庁、各支所及び出張所）でそれぞれ取得できます。

<注意>

除却工事及び建替え工事の工事請負契約締結前（工事の着手前）に申請をして、交付決定を受けてください。交付決定前に工事請負契約締結（工事等の着手）をした場合は、補助金を交付できません。

【那須塩原市ホームページ】



問合せ先

那須塩原市 建築指導課 指導係

☎ 0287（62）7169

【用語の解説】

※1 危険ブロック塀等

…道路等に面し、安全性の基準に適合しない補強コンクリートブロック造の塀又はコンクリートブロック造、石造、レンガ造その他の組積造の塀であって、道路等側の地盤面から頂部までの高さが80センチメートルを超えるもの

○建築物に附属しない敷地（駐車場、空き家等）にある危険ブロック塀等も補助対象となります。

○隣地境界に面する塀（道路等に面しない塀）は、対象外となります。

○万年塀は、対象外となります。

○門柱（塀と一体であると認めるものは対象とする。）、門扉、フェンス併用型塀のフェンス部分及び擁壁の除却費用は対象外となります。

※2 道路等

…ア 建築基準法第42条第1項に規定する道路（国道、県道、市道、開発道路、位置指定道路等）

イ 建築基準法第42条第2項に規定する道路

ウ ア及びイ以外の市が管理する道又は避難路としての機能を有するものとして市長が認める道で、不特定多数の者の通行の用に供する道

○未判定道路は、別途道路調査をする必要があります。

※3 2項道路等

…建築基準法第42条第2項に規定する道路（都市計画区域に指定された際に建築物が立ち並んでいる幅員4メートル未満の道で、特定行政庁の指定したもの）及び建築基準法第42条第1項に規定する道路のうち道路敷が4メートル未満の道路

※4 軽量フェンス等

…アルミフェンス、スチールフェンス、ネットフェンスその他の軽量かつ耐久性の高い材料を用いたフェンス（法その他の法令に適合する塀（高さ80センチメートル以下のものに限る。）又は擁壁と一体となっているものを含む。）

○建築基準法その他の法令に適合する塀（高さ80センチメートル以下のものに限る。）又は擁壁と一体となっているものは補助対象

※5 所有者等

…危険ブロック塀等が設置されている土地又は当該土地に存する建築物の所有者及び当該所有者の2親等以内の親族

○那須塩原市税条例第54条第2項後段又は第4項の規定により、固定資産税が課される者を含む。

【補助対象経費となるのは…】

補助金の交付の対象となる経費は、次のとおりです。

- (1) 全部除却工事 全部除却工事に係る除却費、廃棄物運搬費、処分費、整地費、仮設費及び諸経費
- (2) 一部除却工事 一部除却工事に係る除却費、廃棄物運搬費、処分費、改修費、仮設費及び諸経費
- (3) 建替え工事 (1)に掲げる経費及び軽量フェンス等の新設に係る資材費、資材運搬費、施工費、仮設費及び諸経費（既存の危険ブロック塀等の長さの範囲内に係るものに限る。）